平成２９年（フ）第１２号
福島県南相馬市原町区橋本町３丁目45番地の15　橋本サンハイツＢ棟101号
債務者　斉藤マユミ
1　決定年月日時　平成29年７月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月４日まで
福島地方裁判所相馬支部

平成２９年（フ）第１０９号
茨城県石岡市石岡13942番地１　スターハイツＢ－205
債務者　堀口　佑太
1　決定年月日時　平成29年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月４日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２９年（フ）第１１６号
茨城県土浦市烏山４丁目2065番地２　市営南ケ丘住宅210号棟258号室
債務者　塚田博太郎
1　決定年月日時　平成29年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月４日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２９年（フ）第７２号
長野県飯山市大字常盤5863番地
債務者　田中　秀明（旧姓須山）
1　決定年月日時　平成29年７月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月４日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第７７号
長野市上松１丁目３番33号
債務者　太田　正一
1　決定年月日時　平成29年７月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月４日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第９４号
長野県上水内郡飯綱町大字牟礼字東四ツ屋127番地１、住民票上の住所長野県上水内郡飯綱町大字牟礼1244番地１
債務者　平井　　悟
1　決定年月日時　平成29年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月４日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第９７号
長野県飯山市大字常郷3411番地５
債務者　樋口　敏幸
1　決定年月日時　平成29年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月４日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第１０７号
長野市小島田町848番地４
債務者　臼田　開美
1　決定年月日時　平成29年７月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月４日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第１０８号
長野市若穂保科2255番地１
債務者　筒井　大地
1　決定年月日時　平成29年７月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月４日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第１７３号
岐阜市西中島３丁目５番14―201号　（パークサイドステージ）、前住所埼玉県八潮市大字二丁目134番地
債務者　関口　　修
1　決定年月日時　平成29年７月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月４日まで
岐阜地方裁判所

平成２９年（フ）第５２５号
名古屋市南区内田橋２丁目30番22号　トヨタコーポ４Ａ号
債務者　吉村　　学
1　決定年月日時　平成29年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月４日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第５３５号
愛知県東海市名和町高ノ宮前３番地の１　ネオハイツ名和502号
債務者　中迫　明美
1　決定年月日時　平成29年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月４日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第８８６号
名古屋市北区中切町５丁目１番地　県営川中住宅２棟308号
債務者　見田美智子
1　決定年月日時　平成29年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月４日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第２５７号
兵庫県姫路市広畑区小松町４―71―１、住民票上の住所兵庫県姫路市広畑区小松町１丁目63番地11　ライフヴィラ小松408
債務者　伊藤亜矢子
1　決定年月日時　平成29年７月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月４日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２９年（フ）第４４２号
広島市中区吉島西３丁目６番15―205号
債務者　とん美こと　西村　　薫
1　決定年月日時　平成29年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月４日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第４７６号
広島市安佐南区上安５丁目３番20―305号
債務者　金田　美文
1　決定年月日時　平成29年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月４日まで
広島地方裁判所民事第４部